

# 財 団 法 人 日 本 穀 物 検 定 協 会 役 員 報 酬 規 程

## ( 目 的 )

第 1 条 この規程は、( 財 ) 日本穀物検定協会の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

## ( 報 酬 )

第 2 条 常勤役員の報酬は、俸給、調整手当、通勤手当及び特別手当とする。( 非常勤役員については、原則として俸給は支給しない )

## ( 報 酬 の 支 給 日 )

第 3 条 常勤役員の報酬 ( 特別手当を除く ) は、毎月 25 日とする。

ただし、25 日が休日又は土曜日に当るときは、繰上げて ( 休日を繰上げた日が土曜日の場合には又は土曜日を繰上げた日が休日の場合には更に繰上げる ) 支給する。

2. 報酬は、その月額金額から租税公課、社会保険の個人負担及びこれに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

ただし、常勤役員の同意を得た場合には、当該役員が指定する銀行、その他の金融機関に対する当該役員の預金又は貯金へ振込むことができるものとする。

## ( 俸 給 )

第 4 条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。

一	会長	1,220 千円
二	理事長	900 千円
三	常勤理事	600 千円 ~ 750 千円
四	常勤監事	600 千円

## ( 調 整 手 当 )

第 5 条 調整手当は、物価、生計費等が特に高い地域に在勤する常勤役員に支給する。

2. 調整手当の月額は、俸給の月額に別に定める率 ( 注 ) を乗じて得た額とする。

( 注 ) ( 国家公務員給与法に定める調整手当を準用する )

**(通勤手当)**

第6条 通勤手当は職員に準じて支給する。

**(特別手当)**

第7条 特別手当は、3月1日、5月31日及び12月1日にそれぞれ在職する常勤役員に対し支給する。

2. 特別手当の額は、労働協約に基づいて行なう協会と組合の交渉により決定した役員に対する支給率を基準に支給する。

ただし、その者の業績、事業収入等を考慮し予算の範囲内において会長がこれを増額又は減額することができる。

3. 特別手当の支給日は、その都度会長が別に定める日とする。

**(実施細則)**

第8条 役員の報酬の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。